

石狩湾新港灯浮標等点検業務処理要領

1. 業務期間 契約締結日の翌開庁日 ～ 令和7年12月12日

点検時期については、6月及び11月の2回実施。
各部品交換は、6月点検時に行うことを原則とする。
なお、部品の納期等により、6月での交換が難しい場合は、
業務担当員と別途協議すること。

2. 業務内容 1)点検内容は、別表（灯浮標点検表、標識灯点検表）に従って灯浮標、防波堤標識灯の状態を点検するとともに、異常を発見したときは、その原因及び復旧方法について検討し報告すること。
なお、点検の際に発見した容易に修繕できる損傷等については、点検時に修繕を行うものとする。
2)点検を行う時は、事前に点検の日時及びその内容について、業務担当員と打合せを行うこと。
また、点検の日時又はその内容を変更する場合も同様とする。
3)本要領に定めがない事項については、その都度業務担当員と打合せの上業務を進めること。

3. 業務報告 点検実施後提出する業務報告書には、必要な写真類を添付して1部提出すること。
6月点検分については、7月10日まで、11月点検分については、12月10日までに提出すること。
※6月の点検日が変更になった場合は実施日翌月の10日まで。